

釧路市水産加工振興センターの利用における実費相当額徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市水産加工振興センターの利用における実費相当額徴収に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 釧路市水産加工振興センターを利用しようとする者は、次の申請書等を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 加工機器を使用する者は、機器使用申請書

(2) 分析検査を依頼する者は、検査申込書

(実費相当額)

第3条 前条の規定により利用の承認を受けた者は、次に定める実費相当額を負担するものとする。

(1) 加工機器を使用する者は、別表1に定める実費相当額（通常）

(2) 分析検査を依頼する者は、別表2に定める実費相当額（通常）

(3) 釧路水産加工振興協議会に加盟している会員は、それぞれ別表1及び別表2の実費相当額

2 光熱水費の基本料金に変更になる場合、又は分析検査に使用する試薬、消耗品関係の料金に変更になった場合は、翌年度当初に実費相当額を見直すものとする。

(実費相当額の徴収)

第4条 実費相当額については、当月分の累計額を翌月に市長が発行する納入通知書により使用者に請求し、指定する期日までに徴収する。

(実費相当額の不還付)

第5条 既納の実費相当額は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

制定 令和元年6月17日

改正 令和元年10月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

別表1（第3条関係）加工機器の使用に係る実費相当額について

機器名	実費相当額 (通常)	実費相当額 (会員)	備考
播潰機	1 2 円	8 円	1 時間当たり
ミートチョッパー	4 9 円	3 4 円	1 時間当たり
回転式蒸気釜	1, 8 6 5 円	1, 3 0 5 円	1 時間当たり
伸展機	1 8 円	1 2 円	1 時間当たり
冷却ミキサー	2 4 円	1 6 円	1 時間当たり
缶詰巻締器	2 6 円	1 8 円	1 時間当たり
スチームコンベクション	3 3 6 円	2 3 5 円	1 時間当たり
裁断機（万能スライサー）	3 3 円	2 3 円	1 時間当たり
切身スライサー	6 6 円	4 6 円	1 時間当たり
真空包装機	4 1 2 円	2 8 8 円	1 日当たり
真空凍結乾燥機	2, 8 7 1 円	2, 0 0 9 円	1 日当たり
減圧除湿乾燥機	2 9 2 円	2 0 4 円	1 日当たり
レトルト試験調理器	6, 0 3 8 円	4, 2 2 6 円	1 日当たり

※上記実費相当額は、消費税及び地方消費税を含む。

別表 2（第 3 条関係）分析検査に係る実費相当額について

検査項目		実費相当額 (通常)	実費相当額 (会員)	備考
菌 検 査	一般生菌数	6 0 5 円	4 2 3 円	1 検体当たり
	大腸菌群 (基本：X-GAL 培地)	4 7 5 円	3 3 2 円	1 検体当たり
	大腸菌群 (デソキシコレート培地)	4 0 0 円	2 8 0 円	1 検体当たり
	大腸菌(XM-G 培地)	4 6 6 円	3 2 6 円	1 検体当たり
	黄色ブドウ球菌	7 0 6 円	4 9 4 円	1 検体当たり
	腸炎ビブリオ	4 8 9 円	3 4 2 円	1 検体当たり
	サルモネラ	4 6 2 円	3 2 3 円	1 検体当たり
	その他	6 0 5 円	4 2 3 円	1 検体当たり
成 分 検 査	水分	7 5 円	5 2 円	1 検体当たり
	粗脂肪	1, 8 0 8 円	1, 2 6 5 円	1 検体当たり
	塩分(モール法)	9 4 円	6 5 円	1 検体当たり
	塩分(ナトリウム)	1 3 9 円	9 7 円	1 検体当たり
	亜硝酸根	7 8 4 円	5 4 8 円	1 検体当たり
	粗灰分	3 5 0 円	2 4 5 円	1 検体当たり
	粗たんぱく	9 4 4 円	6 6 0 円	1 検体当たり

※上記実費相当額は、消費税及び地方消費税を含む。